

令和6年度 生徒心得

福岡県立浮羽工業高等学校 定時制課程

(1) 服装・頭髪

ア 基本方針

服装については特に制服を設けていないが、公式行事（入学式・卒業式等）では、スーツまたはスーツに準ずる服装とする。

頭髪については、定められた色の範囲を超えるものは、改善指導の対象とする。

イ 指導・注意事項

(ア) 指導上問題があると判断された場合は、生徒指導部指導をすることもある。

(イ) 作業服については、勤務先で使用しているものに限る。

(2) 交通関係

ア 基本方針

自転車・原付バイク・自動車での通学については届け出を行い、許可を得るものとする。

イ 許可規定及び条件

自転車・原付バイク・自動車ともに通学距離にかかわらず以下の条件を満たした場合のみ、通学を許可する。

(ア) 使用する頻度にかかわらず、通学に使用する場合は、通学届けを提出し、許可を得ること。

(イ) 原付バイク（排気量 50cc 以下）以外の自動二輪は禁止する。

(ウ) 自転車・原付バイク・自動車を通学に使用する場合には、必ず任意保険に加入すること。なお、自転車についても必ず任意保険に加入し、ヘルメットの使用を心掛けること。

(エ) 許可時には生徒指導部（交通係）より整備確認や安全指導を受けること。

ウ 指導・注意事項

(ア) 安全運転に徹し、校内では徐行を厳守すること。（徐行とは時速 20 km 以内。）

(イ) 自転車及び原付バイク・自動車は校内所定の駐輪場、駐車場に置くこと。

(ウ) 原付バイクの買い換え、自動車通学への変更等は速やかに届け出ること。

(エ) 無許可及び整備不良・改造（原付バイクを含む）による登校は禁止する。

(オ) 事故や道路交通法違反は生徒指導部（交通係）に届け出ること。自転車についても厳に法令を遵守すること。

エ 通学以外に関すること

(ア) 通学以外での使用については規定は設けないが、交通法規を守り、安全運転に心掛けること。なお、生徒間での車両の貸し借りは禁止する。

(イ) 暴走行為やそれに類する行為は絶対に行わないこと。行った場合は、特別指導の対象とする。

(3) その他の規定

20歳未満の喫煙・飲酒、窃盗・暴走行為等「社会でも許されない行為」は行わないこと。特に暴力・暴言・いじめ等、他人の心身を傷つけたり、学校生活を乱したりする行為は禁止する。

また、学校生活を行う上での規定を守れない場合は、特別指導の対象として指導する。

ア 喫煙について

20歳未満の喫煙は厳禁とする。成年者においても校内は禁煙とする。

イ スマートフォンについて

(ア) スマートフォンについては公共のマナーや授業規律を守る範囲で使用を許可する。始業前、休み時間、放課後などは校内での使用を許可する。ただし、盗難防止など自己管理に努め、スマートフォンに関する校内規定を遵守すること。

(イ) スマートフォンに関する校内規定について

・授業中は、授業担当の教員の許可がなければ、その使用を禁ずる。許可なくスマートフォンを扱うなど指導に従わない場合には、その授業は欠課扱いとする。

・許可されていない場面での使用を禁止する。

・使用規定が守れず、改善しない場合は、特別指導の対象とする。

ウ その他

・刃物等の危険物の持ち込みや刺青・タトゥーを入れることは禁止する。

・授業の中途退室及び登校後の校外への外出は原則禁止する。